

2019年（令和元年）の年末調整について

税制改正により、2020年（令和2年）の年末に行う年末調整からは、所得税に関して大きな変更が予定されています。これに伴い、税額等の計算や必要書類の書式が変わることになります（下段参照）。
 なお、年末調整の方法が変わるのは2020年分からです。2019年（今年）分の年末調整時に2020年分の給与所得者の扶養控除等申告書を合わせて提出させる会社は多いと思います。
 2020年分の扶養控除等申告書では「単身児童扶養者」という欄が追加されています。これは、児童扶養手当を受給しているシングルマザーやシングルファーザー（未婚の場合含む）がチェックする欄ですが、チェックを忘れると住民税の非課税措置が受けられません。
 2020年分の扶養控除等申告書の書き方については注意が必要です。

〔記載例〕 扶養控除等（異動）申告書の「住民税に関する事項」

（令和2年分 扶養控除等（異動）申告書）

○住民税に関する事項（この欄は、地方税法第45条の3の2及び第317条の3の2に基づき、給与の支払者を経由して市区町村長に提出する給与所得者の扶養親族等申告書の記載欄を兼ねています。）

16歳未満の扶養親族（平17.1.2以後生）	氏名	個人番号	あなたの続柄	生年月日	住所又は居所	控除対象外 国外扶養親族	令和2年中の 所得の見積額	異動月日及び事由
1	フリガナ サトウ マサキ 佐藤 麻	5 5 6 6 7 7 8 8 9 9 0 0	子	1・10・15	東京都板橋区大山東町35-1		0円	
2	年齢16歳未満（平成17年1月2日以後生）の扶養親族を記載します。							
3	国内に住居を有しない扶養親族に該当する場合に○を付けます。							
単身児童扶養者	該当する場合には上記に チェックを付けてください。	児童扶養手当 証書の番号 6677889900	生計を一にする 児童の氏名 佐藤 勝	扶養親族の 所得の見積額 0円	異動月日 及び事由			

児童扶養手当証書の番号を記載します（桁数は市区町村により異なります。ご不明な場合はお住まいの市区町村にお尋ねください。）。

【単身児童扶養者】
 令和2年中の所得の見積額が48万円以下の児童について児童扶養手当の支給を受けている当該児童と生計を一にする父又は母のうち、婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含みます。）をしていない者又は配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。）の生死の明らかでない者に該当する場合にはチェックを付けます。

（「令和元年年末調整のしかた」（国税庁）より）

＜ 令和2年分から適用される所得税の主な改正事項 ＞

- ☆ 給与所得控除額の引下げ
 - ・ 給与所得控除額が一律10万円引き下げ
 - ・ 給与所得控除の上限額が適用される給与等の収入金額が850万円、その上限額が195万円にそれぞれ引き下げ
- ☆ 基礎控除額の引上げ
 - ・ 基礎控除額が10万円引き上げ
 - ・ 合計所得金額が2,400万円を超える所得者は、その合計所得金額に応じて控除額が逡減し、合計所得金額が2,500万円を超える所得者については基礎控除の適用はできない
- ☆ 「所得金額調整控除」の創設
 給与等の収入金額が850万円を超える所得者で、
 - ・ 特別障害者に該当するもの
 - ・ 年齢23歳未満の扶養親族を有するもの
 - ・ 特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有するもの
 については給与所得の金額より下記金額を控除する

$$\text{給与等の収入金額（上限1,000万円）} - 850\text{万円} \times 10\%$$
- ☆ 各種所得控除等を受けるための扶養親族等の合計所得金額要件等の改正
- ☆ 「給与所得者の基礎控除申告書」および「所得金額調整控除申告書」の新設

労働保険・社会保険の手続、給与計算の代行、労務コンサルのご相談はお気軽にご連絡ください！